

特別講演会

大震災と憲法

～憲法に緊急事態条項は必要か～

参議院選挙の結果、憲法改正に賛同する国会議員が3分の2を占め、今後、憲法改正議論が本格化するとの報道がなされています。憲法改正の必要性の根拠として「緊急事態条項」の創設の必要性が主張されていますが、その具体的な内容については、必ずしも広く国民に理解されているとは言えない状況です。

そこで、この問題に造詣の深い高見勝利教授をお招きし、国家緊急権に関する基礎的な内容を解説していただくとともに、自民党憲法改正草案の内容と問題点等の分析もしていただきます。

緊急事態条項の内容がよくわからないという方にも分かりやすく、ある程度理解をお持ちの方には認識が深められるお話しですので、多くの方のご参加をお待ちしております。



高見 勝利氏

上智大学法科大学院教授・北海道大学名誉教授



仙台市青葉区一番町 2丁目 9-18
TEL 022-223-1001

2016年 **9月7日** 水

入場無料・申込不要

仙台弁護士会館 4階
午後6時開会 (午後5時30分開場)

主催

仙台弁護士会